

2018年11月29日

各 位

株式会社八十二銀行

「知的財産活用支援奨励賞（金融サポート部門）」の受賞について

八十二銀行（頭取 湯本 昭一）は、この度、日本弁理士会主催の「第5回知的財産活用表彰」において、「知的財産活用支援奨励賞（金融サポート部門）」を受賞しました。

今回の受賞は、特許庁が行う「知財ビジネス評価書作成支援（※）」を活用した融資実行等、知的財産を活用する取引先企業の支援や、行内外での研修を通じた職員の人材育成ほか当行の幅広い取組みが評価されました。

当行は取引先企業の保有する知的財産にも着目し、財務面以外の情報から『ビジネスモデル』等を多面的に把握し、適切に理解する取組みを引き続き進めていきます。

以下に概要をお知らせいたします。

【表彰の概要】

表彰の目的	営業秘密保護やブランド、デザイン、標準化等を上手く活用して知的資産経営に積極的に取り組む中小企業、それらを支援する金融機関やシステムツールの開発者や販売者などのサービス支援企業を表彰することで、知的財産の活用に対する意識を高めることを目的としたもの
受賞内容	「知的財産活用支援奨励賞（金融サポート部門）」 知的財産に基づく資金支援を行っており、知的財産を活用する中小企業の支援に著しい功績をあげた支援機関に贈られる賞

※ 「知財ビジネス評価書作成支援」について

特許庁が中小企業の知的財産の価値を「見える化」し、金融人材の目利き力向上を促進するために行っている支援事業。公募で採択された金融機関からの申請を受け、提携調査会社が「知財ビジネス評価書」を作成し、無償にて金融機関へ提供しています。

以 上